

岩美町

統一的な基準による一般会計等  
財務書類作成に係る注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得価額  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
  - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの  
取得価額が判明しているもの……………取得価額  
取得価額が不明なもの……………再調達価額  
ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得価額  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得価額が判明しているもの……………取得価額  
取得価額が不明なもの……………再調達価額

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
  - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
  - イ 市場価格のないもの……………取得価額
- ② 出資金
  - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
  - イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15 年 ～ 50 年
工作物	6 年 ～ 60 年
物品	3 年 ～ 15 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
(ソフトウェアについては、岩美町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金  
未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上していません。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち岩美町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても、原則として取得価額又は再調達価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については、物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について、資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

該当はありません。



(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 △125,712,951円  
② 既存の決算情報との関連性

	収入 (歳入)	支出 (歳出)
歳入歳出決算書	7,112,088,970円	6,966,410,056円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	49,662,958円	49,662,958円
繰越金に伴う差額	△68,911,667円	-
一般会計等間の相殺処理に伴う差額	△30,208,876円	△30,208,876円
地方自治法第233条2の規定による基金繰入	円	47,000,000円
資金収支計算書	7,062,631,385円	7,032,864,138円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（代替バス運行事業特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計）の分だけ相違します。

また、歳入支出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳  
資金収支計算書

業務活動収支	563,345,945円
投資活動収入の国県等補助金収入	99,928,695円
未収債権の増減額	△5,604,139円
賞与等引当金の増減額	9,560,383円
退職手当引当金の増減額	23,492,412円
徴収不能引当金の増減額	△358,922円
減価償却費	△860,573,782円
資産売却益	1,025,853円
資産除売却損	△93,120円
純資産変動計算書の本年度差額	△169,276,675円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	500,000,000円
一時借入金に係る利子額	借入実績なし

(5) その他の追加情報

① 公会計システム移行による影響

公会計システムの移行による修正で、期首純資産残高のうち「固定資産等形成分」が 123,438 千円減少しております。また、「余剰分（不足分）」が 123,438 千円増加しております。ただし、純資産残高の総額に影響はありません。